

『令和8年2月25日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和8年3月定例会】
(令和7年度関係議案)

委員長 若谷正巳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、時間外勤務手当の増額理由について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び第11款「公債費」並びに歳入の部、第1款「市税」ないし第4款「配当割交付金」及び第6款「法人事業税交付金」並びに第7款「地方消費税交付金」及び第10款「環境性能割交付金」並びに第12款「地方交付税」及び第15款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目並びに第2項「手数料」第1目及び第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目並びに第7目及び第3項「委託金」並びに第17款「県支出金」第3項「委託金」及び第18款「財産収入」並びに第19款「寄附金」及び第20款「繰入金」第1項「基金繰入金」第1目並びに第3目及び第21款「繰越金」並びに第22款「諸収入」第1項「延滞金・加算金及び過料」及び第4項「収益事業収入」並びに第5項「雑入」第1目及び第23款「市債」第1項「市債」第1目並びに第2条第2表「継続費補正」及び第3条第3表「繰越明許費補正」並びに第4条第4表「地方債補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、不動産売払収入にかかわり、土地売払収入の積算根拠について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、UR栄町の跡地について、近隣に中高層の建物が集中し、昼夜間ともに人口密度が高い地域となっているなかで、都市部においての貴重な空間地として活用を進めるべきであり、まちづくりの観点からも売却すべきではないと考えることから、反対するとの意見。

また、不動産売払収入にかかわり、一般地及び廃道廃水路については予算に対して2倍以上の金額で売却予定となっていることは努力が認められること。UR栄町跡地については今の情勢からも予算と乖離があったことはやむを得ないものであり、歳入見込みを適正に判断したものと考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第7号「令和7年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第13号「工事請負契約の変更契約の締結について（朝日環境センターNo.1ごみクレーンほか復旧工事）」を議題といたしましたところ、契

約変更に至った経緯の詳細について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第8号「令和7年度川口市交通災害共済事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第16号「専決処分の承認について（令和7年度川口市一般会計補正予算）」及び議案第17号「専決処分の承認について（令和7年度川口市一般会計補正予算）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、衆議院議員総選挙費及び県議会議員補欠選挙費において、人材派遣手数料が異なる理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

以上で報告を終わります。